

緑化活動を応援します

市では、緑豊かなまちづくりを推進するため補助金を交付します。ぜひ、ご利用ください。各事業ともに先着順です。事業着手前に申請してください。

●**緑と花のあるまちづくり事業**
対象者 市民5人以上で構成する団体や従業員5人以上の事業者
対象事業 公衆道路沿線や公共的な施設の敷地内などで樹木や花を植栽するための活動
補助額 対象事業費が1万円以上の事業について、7万円を限度として、事業費の10分の9以内を補助

●**生け垣奨励事業**
対象者 市内に土地や建物を所有する人
 ※税金などの滞納がないこと
対象事業 自己管理の敷地内で公衆道路に面して3メートル以上の竹木の生け垣を実施するもの
補助額 対象事業費が1万円以上の事業について、3万5000円を限度として、事業費の10分の9以内を補助

●**壁面等緑化奨励事業**
対象者 市内に土地や建物を所有する人
 ※税金などの滞納がないこと
対象事業 緑化重点地区内を対象とし、自己管理の敷地内で公衆道路に面して3メートル以上の植栽、または建物の壁面に沿って3平方メートル以上の花木の植栽(プランター植栽を含む)を実施するもの
補助額 対象事業費が1万円以上の事業について、3万5000円を限度として、事業費の10分の9以内を補助
問い合わせ 都市計画課都市施設係 ☎内線4223へ

参加者募集 下田市・黒船祭

姉妹都市である静岡県下田市で、「第75回黒船祭」が開催されます。本市からは隔年で市民の代表団を送り「沼田音頭」などの踊りを披露してきました。今回も踊り手を募集しますので、ぜひ、ご参加ください。

とき 5月16日(金)~18日(日)(2泊3日)
内容 祭典会場での踊り披露(沼田音頭、沼田天狗ばやし、黒船音頭など)
定員 30人(超えた場合は抽選)
参加費 1万4,000円(宿泊費・食事代など)
申込期限 4月16日(水)
その他 貸し切りバスで移動します
申し込み・問い合わせ 観光交流課交流推進係 ☎内線3245へ



踊りを披露する市民代表団

市制施行60周年記念 「沼田市・先生の日」幼小中学校教職員全体研修会

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎内線3323

とき 4月24日(木)午後1時~3時35分
ところ 利根沼田文化会館大ホール

市内の幼稚園・小中学校の教職員約400人が参加し、本市の子どもたちのことを考えるための教育講演会やがんばっている先生の取り組みを紹介する教育研究論文の表彰、学校のためにボランティアで貢献している地域の人々の表彰などがあります。市民の皆さんの参加も大歓迎です。参加費は無料で、事前の申し込みも不要です。

教育講演会

時間 午後2時~3時15分

講師 北野建設スキ一部GM

荻原健司さん

演題 人を育てる ~オリンピック選手育成の現場から~

木造住宅耐震化について

問い合わせ 建設課建築指導係 ☎内線4216

市では、住宅耐震化促進のため木造住宅耐震診断者派遣事業・木造住宅耐震改修補助事業を実施します。各事業を利用する場合は、必ず工事着工前に申し込んでください。詳しいことは、市ホームページで確認してください。

自宅の健康診断をしましょう

- 木造住宅耐震診断者派遣事業 対象住宅**
- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(2分の1以上が住宅)
 - ②平屋建て、または2階建て
 - ③在来軸組工法で建築
- 対象者**
- ①対象住宅の所有者、または居住者
 - ②世帯全員が市税などを滞納していない人
 - ③個人が所有し、かつ居住の用に供している(貸家の用に供するものを除く)
- 木造住宅耐震改修補助事業 対象住宅**
- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(2分の1以上が住宅)
 - ②耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある、または高い」と診断されたもの
- 対象者**
- ①対象住宅の所有者、または居住者
 - ②世帯全員が市税などを滞納していない人

- 費用** 無料
- ※耐震診断者の交通費は負担
 ※耐震改修工事の費用は自己負担
 ※倒壊しない、または一応倒壊しないとなる耐震補強工事
 ※対象住宅を建築した者に発注する耐震改修工事
- 対象工事** 市内に本店、支店もしくは主たる事業所を有する者、または対象住宅を建築した者に発注する耐震改修工事
- 対象経費** 耐震改修設計費、耐震改修工事費、工事監理費
- 補助額** 補助対象経費の3分の1以内で、50万円を限度
- 申し込み** 5月1日(木)から建設課建築指導係へ

- 木造住宅耐震改修補助事業 対象住宅**
- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(2分の1以上が住宅)
 - ②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建て

住宅リフォーム促進事業について

市では、市民が快適な生活を営むための住宅環境の質の向上を図るために、工事費の一部を補助します。促進事業を利用する場合は、必ず工事着工前に書類を提出してください。詳しいことは、市ホームページで確認してください。

- 対象者**
- ①住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
 - ②世帯全員が市税などを滞納していない人
 - ③世帯の中に前年の所得額が600万円を超える人がいない人
 - ④市が実施するその他の住宅に対する助成制度を利用していない人
- 対象工事**
- ①住宅の機能や性能を維持、または向上させるために修繕などを行うこと
 - ②市内施工業者により行われる工事であり、工事費(税込み)が20万円以上であること
 - ③併用住宅の場合は居住部分のみ
 - ④本年度中に工事を完了し報告書の提出ができること
- 補助額** 工事費の10パーセント以内で、15万円を限度
- 申し込み** 5月1日(木)から建設課営繕住宅係へ
- 問い合わせ** 建設課営繕住宅係 ☎内線4216へ

住宅用太陽光発電と太陽熱利用システムの設置費用を一部補助します

市では、地球温暖化対策の一環として、環境への負荷が少ないクリーンエネルギーの普及促進を行っています。

対象

- ①自ら居住する市内の住宅にシステムを設置、またはシステム付住宅を購入する人
- ②年度内に設置工事を完了し報告書の提出ができる人
- ③世帯全員が市税などを滞納していない人

補助額

住宅用太陽光発電システム 1キロワット当たり2万円まで、8万円を限度

住宅用太陽熱利用システム 費用の10パーセント以内で、自然循環型は2万円、ソーラーシステムは4万円を限度

問い合わせ 環境課エネルギー対策室(東原庁舎内) ☎内線7375へ

